

焼津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例

(趣旨)

第1条 市が設置する公の施設(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。)の指定管理者(法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)の指定の手續等については、他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(指定管理者の公募)

第2条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第3条 法人その他の団体であつて、指定管理者の指定を受けようとするものは、市長が定める期間内に、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 指定を受けようとする公の施設の管理に関する事業計画書(以下「事業計画書」という。)

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

(指定管理者の指定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる選定の基準に照らし、公の施設の管理を行わせるにつき最も適当と認める法人その他の団体を選定し、法第244条の2第6項の規定による議会の議決を経て、指定管理者を指定するものとする。

(1) 事業計画書の内容が利用対象者の平等な利用を確保できるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。

(2) 事業計画書の内容が公の施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行ふ物的能力及び人的能力を有しているものであること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、公の施設の性質又は目的に応じて市長が定める基準

(指定管理者の指定等の告示)

第5条 市長は、前条の規定により指定管理者の指定をしたとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第6条 指定管理者は、法第244条の2第7項の規定により、毎年度終了後30日以内(年度の途中において指定を取り消され、又は年度末を含む期間の業務の全部の停止を命ぜられたときは、その処分の日から起算して30日以内)に、規則で定める事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(指定の取消し等による損害賠償の免責)

第7条 市長が法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたことにより、当該指定管理者に損害が生じた場合であっても、市長は、その賠償の責めを負わない。

(原状回復義務)

第8条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった公の施設の当該施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第9条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の当該施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が指定管理者の責めに帰することができない特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者が行う個人情報の取扱い等)

第10条 指定管理者は、その保有する個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者及びその管理する公の施設の業務に従事している者は、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、自己の利益のために利用し、又は不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は業務に従事している者の職務を退いた後においても、同様とする。

（教育委員会所管の公の施設への適用）

第11条 この条例を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合には、第2条から第9条までの規定中「市長」とあるのは「教育委員会」と、第3条、第6条及び次条の規定中「規則」とあるのは「教育委員会規則」とする。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。